

潜在保育士就職準備金

－ 貸付・返還の手引き －

令和6年度版

【書類の提出先及び問い合わせ先】

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会
山形県福祉人材センター
〒990-0021 山形市小白川町二丁目3番30号
電話：023-633-7739

※申請書、添付書類、その他指定様式は、山形県福祉人材センターのホームページからダウンロード
できます。 山形県福祉人材センター <https://www.ymgt-shakyo-j2.info/>

目 次

1. 潜在保育士就職準備金貸付について	1
2. 借入申請から資金交付までの流れ	5
3. 貸付後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）	6
4. 貸付後の手続き（返還の場合）	7
5. 手続きに必要な提出書類一覧	8
6. 様式集	10

1. 潜在保育士就職準備金貸付について

【 概 要 】

- 1 この貸付金は、保育士の資格を持ちながら保育士として勤務していない方（潜在保育士）の就職（再就職）を支援するために、就職準備に必要となる経費に充当するための資金として無利子で貸し付けるものです。
- 2 保育士として新たに就職した日から、山形県内（※）において2年間引き続き保育業務に従事した場合は返還債務の全部を免除するほか、一定の事由に該当する場合は、返還債務の全部または一部が免除されることがあります。

（※）国立児童自立支援施設等で従事する場合や、東日本大震災等の被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。）において業務に従事する場合など、一部県外も含みます（以下、同じ）。

（1）貸付制度の根拠

- ・ 社会福祉法人山形県社会福祉協議会保育士修学資金貸付等制度実施要綱
- ・ 社会福祉法人山形県社会福祉協議会保育士修学資金貸付等制度運営要領
- ・ 山形県保育士修学資金貸付事業事務取扱要領（山形県制定）

（2）実施主体

社会福祉法人山形県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行います。

（3）貸付対象者

次の要件をすべて満たす方を貸付対象とします。ただし、保育士修学資金貸付における就職準備金の加算を受けた方を除きます。

- ① 以下に掲げる施設または事業を離職した方、又は当該施設または事業に勤務経験がない方

ア 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園

イ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

- ② 令和6年4月1日以降に、山形県内の保育所等（別表1）に新たに勤務する方（保育士として週20時間以上）

※ 生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金、その他の国庫補助事業等を活用した制度との併用はできません。

※ 新卒者（令和5年3月卒業者）を除きます。

※ 就職活動期間に照らし、本貸付の用途によっては貸付できない場合があります。

（4）貸付内容

貸付金額は40万円以内です。1人あたり1回限りの貸付となります。貸付対象となる経費は、就職が決まった日以降に就業に向けて準備した物品の購入費用等を対象とします。（見積書や領収書等の提出が必要です。）

- ・ 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用
- ・ 転居先の賃貸物件の借りに伴う礼金や仲介手数料
- ・ 保育所等で使用する被服費
- ・ 保育所等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用
- ・ 保育所等への通勤に要する移動用自転車や通勤用自動車購入のための費用
- ・ 申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用（保育料を除く）
- ・ 子どもの預け先を探す際の活動に必要な費用 など

※ 資金使途に係る領収書は、返済が終了するまで保管して下さい。なお、後日国の検査等で支出内容を確認する場合があります。その際、支出が確認できない等の不適切事項がある場合は貸付金を返還していただくこともあります。

（５）貸付利子

貸付利子は無利子です。ただし、返還期間を過ぎた場合は年３％の延滞利子を徴収します。

（６）連帯保証人

以下のすべての条件を満たす連帯保証人が１名必要です。

- ① 申請者とは別に生計を営んでいる方
- ② 山形県内に住所を有する方
- ③ 65歳未満の方で、市町村民税を課税されている方

（７）申請手続き

申請手続きに必要な書類は次のとおりです。

- ① 潜在保育士就職準備金借入申請書（第１号様式）
- ② 保育士証の写し
- ③ 雇用（内定）に関する証明書（第２号様式）
- ④ 借入金の使途が確認できる書類（見積書または領収書など）
- ⑤ 住民票謄本（発行後３か月以内、記載事項省略なし、個人番号不要）
- ⑥ 連帯保証人の収入を証明する書類（市町村民税課税証明書）
- ⑦ 返信用封筒及び通信用切手（封筒サイズは角型２号。切手は１４０円分）
- ⑧ 収入印紙（２００円）。貸付申請書に貼付し消印してください。

* これら以外にも、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

（８）貸付の決定

提出された書類を審査し貸付の可否を決定します。貸付決定の場合、県社協会長と借受人との間で貸付に係る契約を締結していただきます。

（９）貸付金の交付

貸付金の交付は一括交付とし、指定の口座に振り込みます。

（１０）貸付の打切り（貸付契約の解除）

次のいずれかに該当することとなった場合は、資金の貸付契約を解除します。

- ① 施設、事業所からの採用（内定）が取り消しになったとき

- ② 採用（内定）を辞退したとき
- ③ 死亡したとき
- ④ その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

(11) 貸付金の返還

借受人は、次のいずれかに該当した場合、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金の返還をしていただきます。

- ① (10) に該当した場合
- ② 保育所等の保育業務を自己都合で退職した場合
- ③ 県内において保育所等の保育業務に従事する意思がなくなったとき
- ④ 保育の業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- ⑤ 他の産業・職種へ転就職した場合

返還は、貸付の必要がなくなったときの翌月から開始していただきます。

返還期間は12か月以内とし、一括または月賦により指定された金融機関口座へ送金いただきます。

(12) 返還の猶予

次に該当する場合は、当該事由が継続する期間、貸付金の返還を猶予することができます。

- ① 借受人が、県内において保育所等の保育業務に従事しているとき
- ② 借受人が、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により貸付金の返還が困難であると認められるとき

借受人には、貸付金の返還猶予を希望する場合、関係書類を添えて「潜在保育士就職準備金返還猶予申請書（第10号様式）」を提出していただきます。

(13) 返還の免除

次に該当する場合は、貸付金の返還が免除になります。

- ① 借受人が、保育所等の保育業務に就労した日から、県内で引き続き2年間その業務に従事した場合【全額免除】
- ② 借受人が、上記の期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合【全額免除】
- ③ 借受人が死亡し、又は障害、行方不明等により貸付金の返還が困難であると認められるとき【全額又は一部免除】

借受人には、貸付金の免除を希望する場合、関係書類を添えて「潜在保育士就職準備金返還免除申請書（第11号様式）」を提出していただきます。

(14) 届出義務について

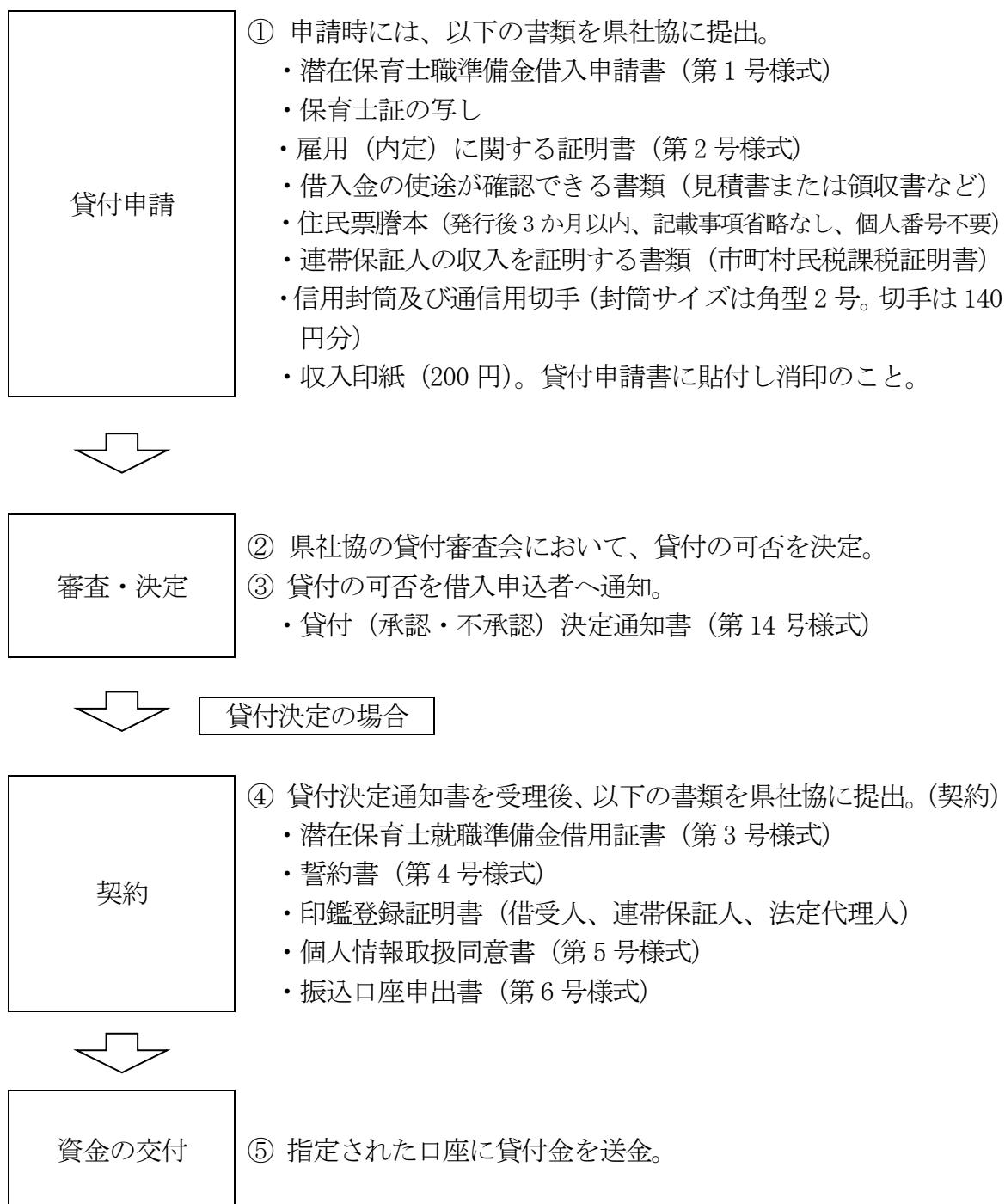
借受人（親族及び連帯保証人）は、貸付・返還猶予期間中に次に掲げる事情が生じた場合、県社協が定める必要な書類を県社協会長に提出する必要があります。

- ① 借受人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他重要な事項に変更があったとき
- ② 貸付を辞退するとき
- ③ 借受人又は連帯保証人が死亡したとき
- ④ 借受人が本県において保育所等の保育業務に従事したとき
- ⑤ 借受人が業務従事先を休職・退職したとき

(別表 1) 貸付対象となる新たな勤務先の「保育所等」

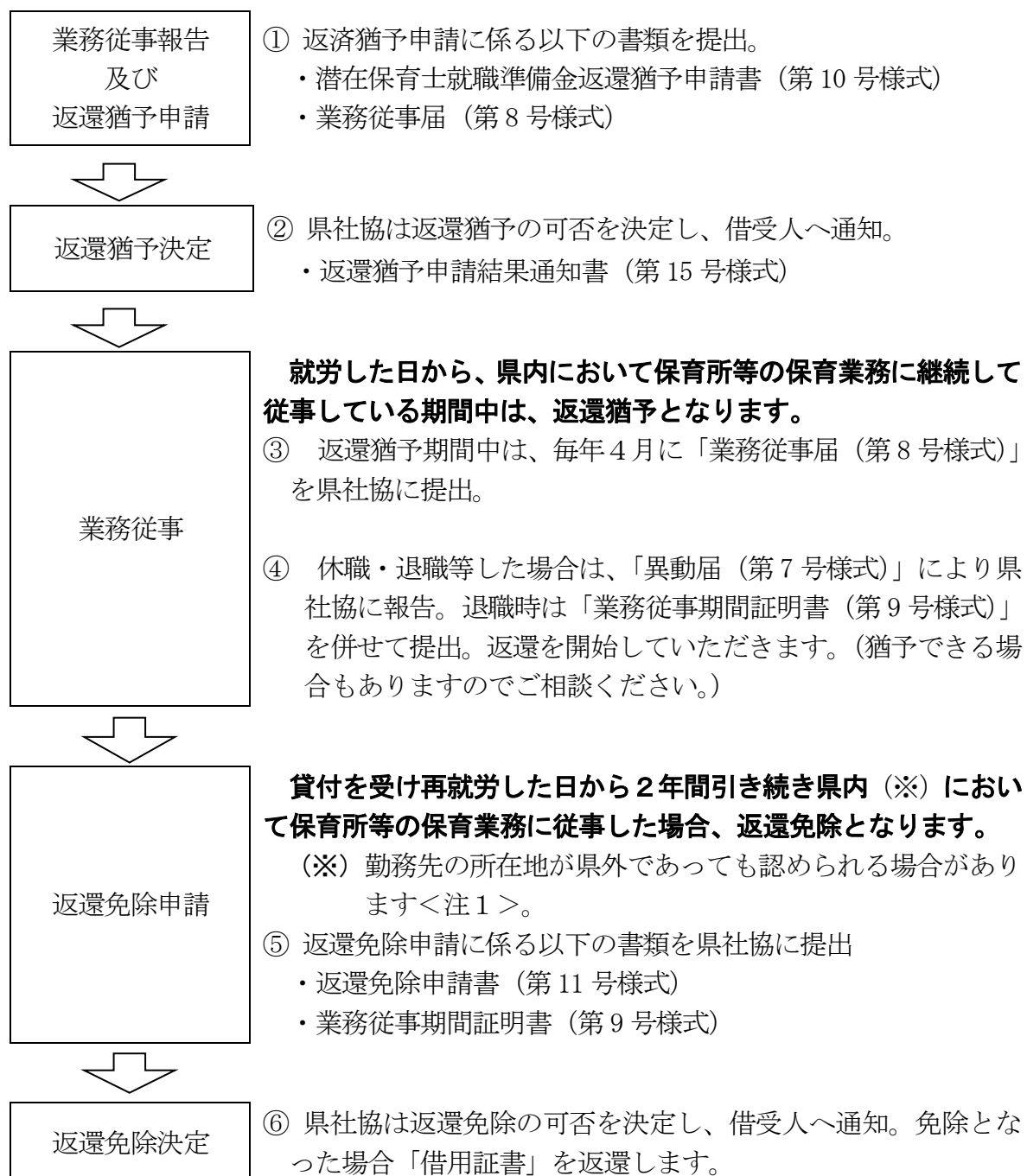
	法令通知等		施設等種別
ア	児童福祉法	第 7 条に規定	保育所
イ	学校教育法	第 1 条に規定する幼稚園のうち 右記に示すもの	教育時間の終了後等に行う教育活動（預 かり保育）を常時実施している幼稚園
			認定こども園への移行を予定している 幼稚園
ウ	就学前の子ども に関する教育、 保育等の総合的 な提供の推進に 関する法律	第 2 条第 6 項に規定	認定こども園（幼保連携型認定こども園 を含む）
エ	児童福祉法	第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項 までに規定する事業であって、 第 34 条の 15 第 1 項の規定に より市町村が行うもの及び同 条第 2 項の規定による認可を受 けたもの	家庭的保育事業
			小規模保育事業
			居宅訪問型保育事業
			事業所内保育事業
オ	児童福祉法	第 6 条の 3 第 13 項に規定され、 第 34 条の 18 第 1 項の規定に よる届出を行ったもの	病児保育事業
カ	児童福祉法	第 6 条の 3 第 7 項に規定され、 第 34 条の 12 第 1 項の規定に よる届出を行ったもの	一時預かり事業
キ	子ども・子育て 支援法	第 30 条第 1 項第 4 号に規定	離島その他の地域において特例保育を 実施する施設
ク	児童福祉法	第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項 までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目 的とする施設であって法第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項 の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けてい ないもの（認可外保育施設）の うち、右記に示すもの	地方公共団体における単独保育施策（い わゆる保育室・家庭的保育事業に類する もの）において保育を行っている施設
ケ			企業主導型保育事業

2. 借入申請から資金交付までの流れ



3. 貸付後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）

借受人は、県内で保育所等の保育士として就労し、継続してその業務に従事している場合は、当該期間中の返還を猶予することができます。なお、2年間引き続きその業務に従事した場合、返還が免除されます。



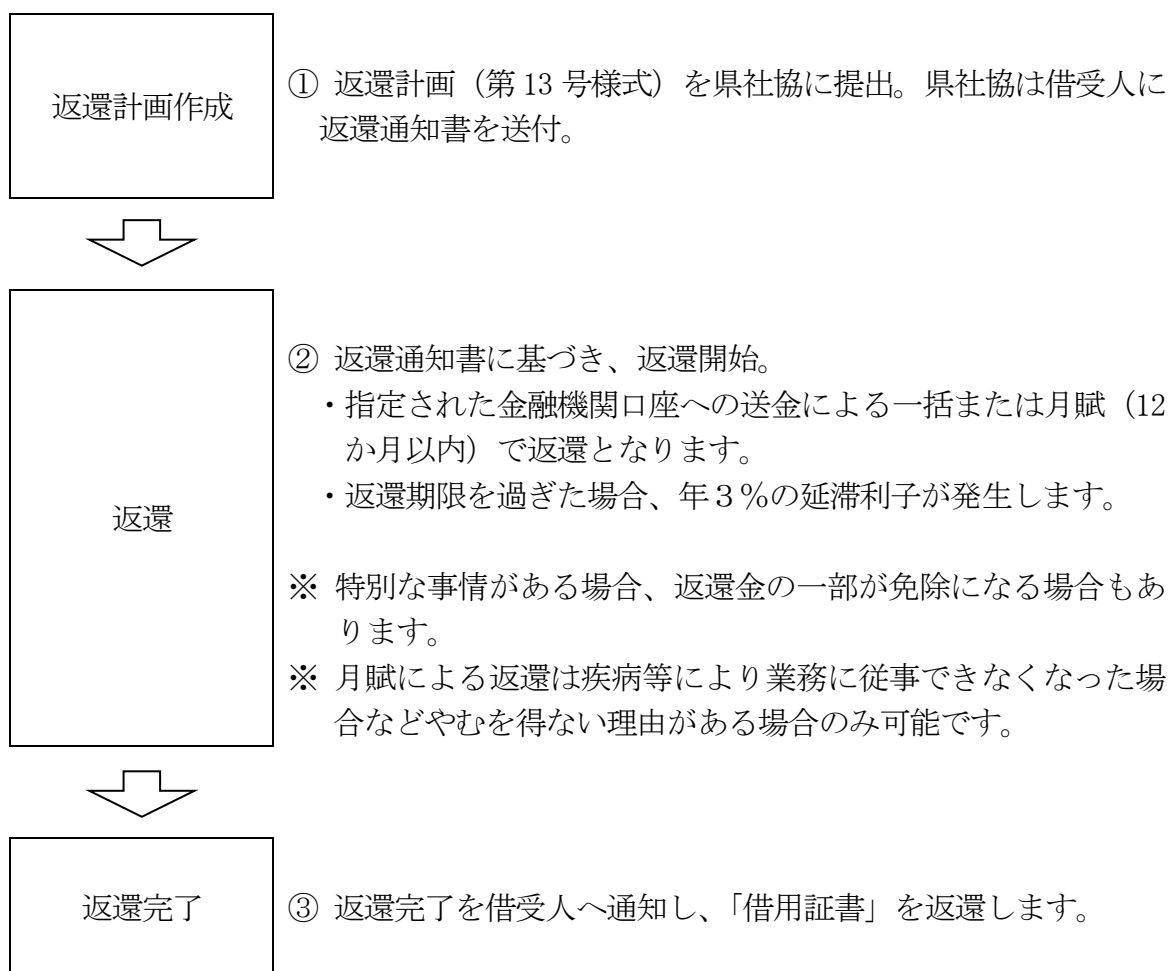
<注1> 勤務先の所在地が県外であっても認められる場合

国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国区。東日本大震災等の被災県（岩手県、宮城県、福島県および熊本県に限る。）において業務に従事する場合。

4. 貸付後の手続き（返還の場合）

以下の場合、返還となります。

- (1) 貸付契約が解除された場合
- (2) 保育所等の保育業務を自己都合で退職した場合
- (3) 県内において保育所等の保育業務に従事する意思がなくなったとき
- (4) 保育の業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- (5) 他の産業・職種へ転就職した場合



5. 手続きに必要な提出書類一覧

【 貸付申請時 】

(1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
貸付を申請するとき	借入申請書	様式 1	その他、必要書類を添付してください。 貸付審査後、県社協は貸付の可否を申請者に通知します。
	保育士証の写し		
	雇用（内定）に関する証明書	様式 2	
	借入金の資金使途が確認できる書類（見積書や領収書など）		
	住民票謄本		
	連帯保証人の収入を証明する書類		
貸付が決定したとき	借用証書	様式 3	
	誓約書	様式 4	
	印鑑証明書（借受人、連帯保証人、法定代理人）		
	個人情報取扱同意書	様式 5	
	振込口座申出書	様式 6	

(2) 貸付の決定後、変更がある場合、または貸付けが解除になった場合に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
借受人及び連帯保証人の住所、氏名等の変更	異動届	様式 7	
貸付を辞退するとき 貸付契約が解除となったとき	貸付辞退届	様式 12	返還開始通知を送付しますので、返還計画に基づき返還を開始していただきます。
	返還計画	様式 13	
死亡したとき	異動届	様式 7	死亡診断書等、事実を確認できる書類添付。
	返還計画	様式 13	

【 貸付後 】

(1) 返還猶予を希望する場合に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
保育所等の保育業務に従事したとき（しているとき）	業務従事届	様式 8	返還猶予期間中は毎年4月に提出。
	返還猶予申請書	様式 10	
災害・疾病等により業務に従事できないとき	返還猶予申請書	様式 10	医師の診断書、罹災証明書等を添付。

(2) 返還猶予の事由に変更があった場合に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
業務従事先を変更したとき	業務従事届	様式 8	
	業務従事期間証明書	様式 9	

(3) 返還免除申請に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
貸付条件に定める業務に一定期間以上勤務したとき（返還免除に該当する場合）	返還免除申請書	様式 11	返還免除が決定されると、借用証書が返還されます。
	業務従事期間証明書	様式 9	

(4) 返還に至った場合、提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
返還するとき	返還計画	様式 13	

様式集

第1号様式	潜在保育士就職準備金	借入申請書
第2号様式	潜在保育士就職準備金	雇用（内定）に関する証明書
第3号様式	潜在保育士就職準備金	借用証書
第4号様式	潜在保育士就職準備金	誓約書
第5号様式	社会福祉法人山形県社会福祉協議会潜在保育士就職準備金貸付に伴う個人情報 の取扱い（同意書）	
第6号様式	潜在保育士就職準備金	振込口座申出書
第7号様式	潜在保育士就職準備金	異動届
第8号様式	潜在保育士就職準備金	業務従事届
第9号様式	潜在保育士就職準備金	業務従事期間証明書
第10号様式	潜在保育士就職準備金	返還猶予申請書
第11号様式	潜在保育士就職準備金	返還免除申請書
第12号様式	潜在保育士就職準備金	貸付辞退届
第13号様式	潜在保育士就職準備金	返還計画
第14号様式	潜在保育士就職準備金	貸付（承認・不承認）決定通知書
第15号様式	潜在保育士就職準備金	返還猶予申請結果通知書
第16号様式	潜在保育士就職準備金	返還免除申請結果通知書

連 絡 先

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会
(担当：山形県福祉人材センター)

〒990-0021 山形市小白川町二丁目3番30号

TEL：023-633-7739 ／ FAX：023-633-7730
